

2 失効してから6か月以内の方（やむを得ない理由のある方）

対 象 者	◎ やむを得ない理由のため更新できなかった方で、失効してから6か月以内の方（やむを得ない理由が、失効前から発生して失効後まで継続している必要があります。） ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。
試 験 内 容	◎ 学科試験、技能試験ともに免除となります。 ※ 適性試験に合格し、講習を受講すると運転免許証が交付されます。
受 付 時 間	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午後1時～午後1時50分（午前の受付は、ありません）
場 所	秋田市新屋寿町5番1号 秋田県警察運転免許センター（〒010-1606）
必要書類等	○ 運転免許申請書（免許センターにあります。） ○ 質問票（免許センターにあります。） ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票（免許センターにあります。） ○ 申請用写真 1枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可） ○ 本籍（国籍等）の記載された住民票（6か月以内に交付を受けたもの。） ※ 外国籍の方も必要となります。 ○ やむを得ない理由を証明する書類 ・ パスポート（出入国の記録があるもの） ・ 診断書、入院証明書又は在所証明書など（理由及び期間の明記されたもの） ○ 失効した運転免許証等（返納の義務があります。）マイナ免許証をお持ちの方は、マイナ免許証も必要です。 ◇ 70歳以上の方は、次の書類の提出も必要となります。 ・ 70歳以上75歳未満の方は、高齢者講習終了証明書 ・ 75歳以上の方は、高齢者講習終了証明書、認知機能検査結果通知書（運転技能検査を受検した方は、運転技能検査受検結果証明書の提出も必要となります。） ※ 前記のほか、同等の制度による高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査もありますので、分からない場合は、運転免許センター試験係までお問合せください。
注 意 事 項	○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 住民票は、必ず本籍（国籍等）の記載されたものを準備してください。（「本籍（国籍等）省略」のものは、申請を受理できません。） ○ 失効した運転免許証を紛失した方は、事前に運転免許センター試験係（018-862-7570）へご相談ください。 なお、申請日当日は、本籍（国籍等）の記載された住民票のほかにマイナンバーカード、健康保険証（資格確認書等含む）、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証など本人確認のための書類の提示が必要となります。 ○ 外国籍の方が住民票を提出する場合は、国籍のほか、住基法第30条の45に規定する区分（中長期滞在者等）、在留資格、在留期間等が記載されているものが必要となります。（6か月以内に交付を受けたもの。） ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。

参 考 事 項	◎ やむを得ない理由が、失効前から発生して失効後まで継続している方は、その理由を証明する書類を添付して申請することで、以前の運転経歴が継続されます。 なお、講習が優良講習又は一般講習に該当した方は、適性試験に合格した後、それぞれの講習を受けることにより、「5回目の誕生日以後1か月間有効（優良講習の方はゴールド）」の免許証が交付されます。 ◎ 一定の病気を理由として運転免許証を失効した方は、事前に運転免許センター行政処分係（#8080又は018-824-0660）へご相談ください。 （秋田県公安委員会指定の診断書の提出が必要な場合があります。）
---------	--

◎ 申請手数料、講習手数料

申請手数料	全 免 種	1,950円（申請免種ごとに必要です。）
講習手数料	優良講習500円、一般講習800円、初回・違反講習1,400円	

◎ 交付手数料等

- 免許証の交付は、
「従来の運転免許証」、「マイナンバーカードに免許情報を登録するマイナ免許証」、
「運転免許証とマイナ免許証の両方のカード」
の3種類から選ぶことができます。

合 格 時	運転免許証のみ	マイナ免許証のみ	運転免許証とマイナ免許証の両方
交付手数料	2,350円	1,550円	2,450円
併記手数料	1免種につき		200円ずつ加算

お問合せは 018-862-7570 運転免許センター試験係まで